

第2章 施策の内容

第2章 施策の内容

1 計画の体系

	基本目標	基本方針	施 策
1	人権と男女平等を尊重する意識づくり	(1) 人権の尊重と暴力の根絶	①人権に関する啓発の推進 ②暴力の根絶に向けた取り組みの推進
		(2) 男女共同参画社会の理解促進	①男女共同参画についての啓発・学習活動の推進 ②男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実
2	男女の自立を支援する環境づくり	(1) ワーク・ライフ・バランスの推進	①家庭生活への男女共同参画の推進 ②子育て・介護等の支援の充実
		(2) 男女が働きやすい職場環境の推進	①職場における男女平等意識づくりの推進 ②職業能力の向上や就業に関わる支援の充実 ③女性の活躍に向けた多様な働き方の推進 ④産業における男女平等の推進
		(3) 地域社会における男女共同参画の推進	①男女共同参画の視点に立った地域活動の参画促進 ②女性の地位向上に向けた支援
		(4) 安心して暮らすための健康支援・環境整備	①母子保健など女性の健康支援 ②男女共同参画の視点に立った生活支援 ③福祉サービス等の充実
3	男女共同参画の社会づくり	(1) 政策や方針決定過程での女性参画の推進	①審議会・委員会などにおける女性登用の促進 ②事業所や団体における女性の役職等への登用促進 ③女性の社会参画促進に向けた意識啓発と男性の理解促進
		(2) 男女共同参画行動計画の推進	①市民と行政の協働による男女共同参画行動計画の推進

基本目標 1

人権と男女平等を尊重する意識づくり

男女平等は憲法で保障された権利であり、男女共同参画社会をつくる基本は、お互いの人権の尊重にあります。お互いを認め合い、尊重し合える社会をめざし、啓発や男女共同参画の視点に基づく教育・学習を充実させ、人権と男女平等を尊重する意識づくりに努めます。

◇ 基本方針（1）人権の尊重と暴力の根絶

＜現状から＞

男女間の暴力やセクシュアル・ハラスメント^{※1}、児童虐待等は、人権侵害にあたるとの認識は広がってきていますが、根絶には至っていないのが現状です。

また、男女共同参画に関する市民アンケートでも、DV^{※2}（ドメスティック・バイオレンス）を受けた人の回答では、「どこ（だれ）にも相談しなかった」との回答が最も多く、被害者の救済が行われていないことも分かりました。

今後も、あらゆる暴力を根絶する取り組みを進めるとともに、相談窓口を広く周知し、より相談しやすい環境を整えていく必要があります。

また、近年の人権を尊重する取り組みでは、LGBT^{※3}の権利を守る（生き方を尊重していく）動きも見られることから、性的指向や性同一性障害を理由とする差別や偏見をなくす取り組みについても検討が必要です。

※1 セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反して不快や不安な状態に追い込む性的なことばや行為

※2 DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親しい関係のパートナーからの身体的、性的、精神的などの暴力

※3 LGBT

同性が好き人や自分の性に違和感がある人、性同一性障害などの人々のことをいいます。

【頭文字の意味】 L：女性の同性愛者（レズビアン） G：男性の同性愛者（ゲイ）

B：両性愛者（バイセクシャル） T：こころの性とからだの性の不一致（トランスジェンダー）

<施 策> ① 人権に関する啓発の推進

- <主要事業>
- * 人権についての広報やホームページ等による啓発
 - * 子どもの権利に関する周知
 - * 人権相談の実施
 - * 多様な性に対する理解と配慮の促進
 - * ハラスメント防止のための啓発

<施 策> ② 暴力の根絶に向けた取り組みの推進

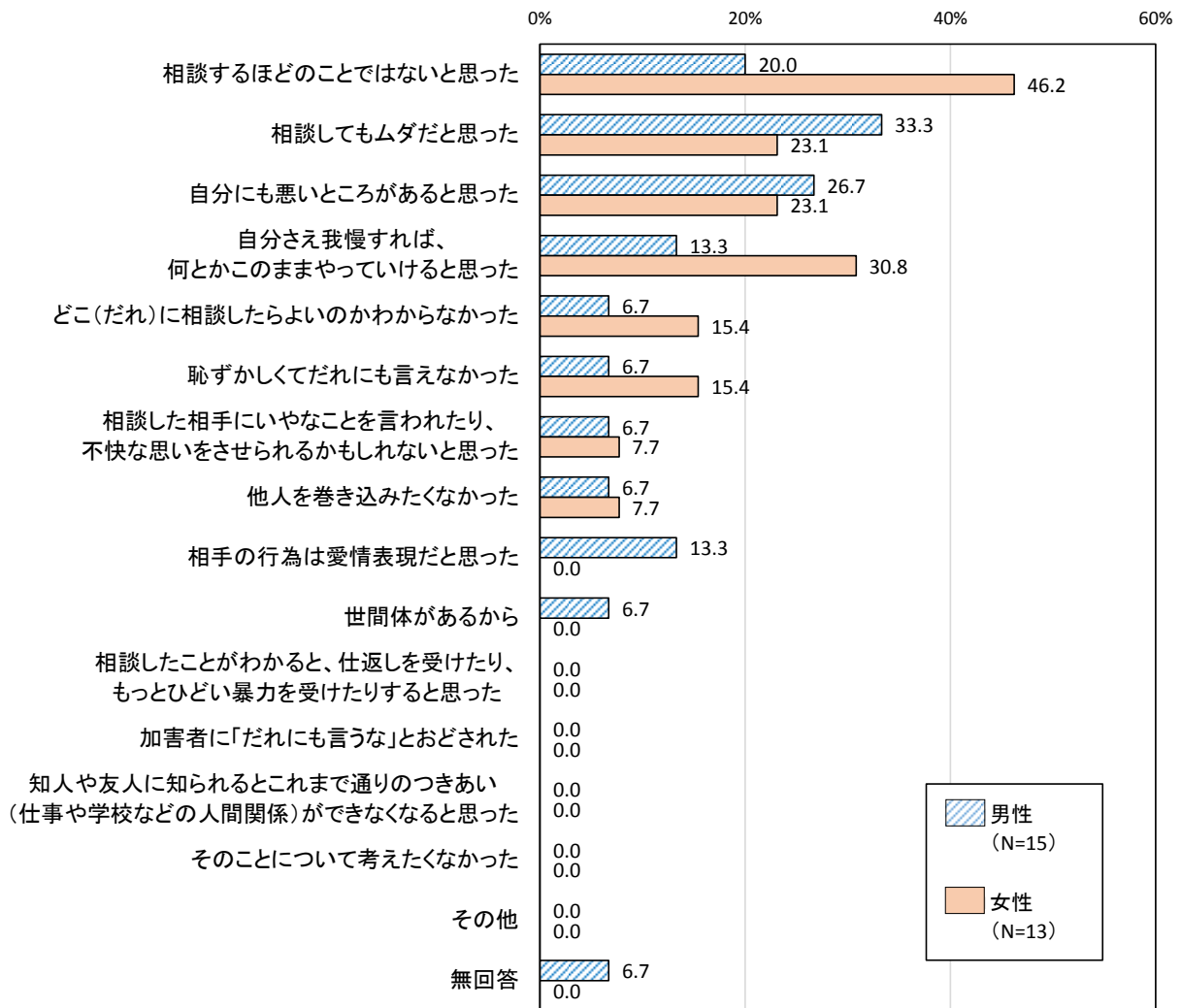
- <主要事業>
- * 女性に対する暴力や性犯罪の防止に向けた啓発
 - ◆ 配偶者やパートナーからの暴力に対する被害は、男女ともに受けていますが、女性被害者の割合が高い実態があることから、「女性」に対する啓発を強化します。
 - * 児童・高齢者・障がい者等への虐待防止に向けた啓発
 - * 相談窓口の周知や相談・支援体制の充実

<目 標>

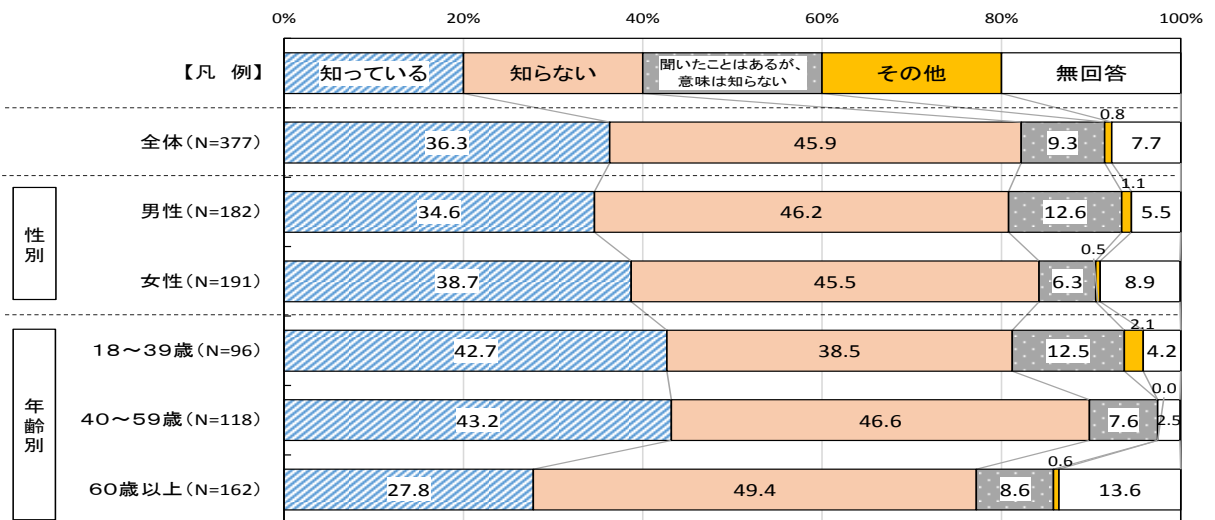
項 目	現 状	目 標（期限）
配偶者からの暴力に対する 相談窓口の認知度	—	70% (2025年)

- ◆ 今回の男女共同参画に関する市民アンケートでは、配偶者からの暴力に対する相談窓口の認知度を問う設問はないものの、DVを受けた人で、「どこ（だれ）に相談してよいかわからなかった」との回答があることから、相談場所のさらなる周知を図り、その認知度に目標を設けます。

DVを受けた人が、相談しなかった理由（性別）



LGBT（性的指向及び自認の問題）の認知状況（全体・性別・年齢別）



(市民アンケート調査結果)

◇ 基本方針（２）男女共同参画社会の理解促進

＜現状から＞

男女共同参画に関する市民アンケートの結果では、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、前回のアンケート結果より「そう思う」「どちらかといえばそう思う」という回答は減少しているものの、依然として3割を超えており、性別による固定的な役割分担意識が残っているという結果が出ています。

本計画の基本理念に掲げる「自分らしく」暮らしていくためには、女性も男性も性別にとらわれず、仕事や家庭、子育て、介護など、自分自身で選択できる社会を築く必要があることから、継続して啓発を行っていくことが必要です。

＜施 策＞ ① 男女共同参画についての啓発・学習活動の推進

- ＜主要事業＞
- * 広報やホームページ等によるわかりやすく、実践しやすい啓発活動
 - * セミナー・講演会等の開催

＜施 策＞ ② 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

- ＜主要事業＞
- * 学校における子どもに対する人権・平等・性教育の推進
 - * 広報等による家庭への男女共同の意識啓発
 - * 指導者等に対する男女平等意識の醸成
 - * 国際社会に触れあう機会の充実や国際理解の推進

＜目 標＞

項 目	現 状	目 標（期限）
「男女共同参画社会」の用語の認知度	—	70% (2025年)

- ◆ 今回の男女共同参画に関する市民アンケートでは、「男女共同参画社会」という用語に対する認知度を問う設問はないものの、男女共同参画社会の実現に向けては、用語の周知も理解促進に繋がるものとし、その認知度に目標を設けます。

お互いに個人として認め合い、それぞれの生き方を尊重し合うことによって、男女共同参画社会が実現します。家庭や仕事・地域において、男女がともに協力し責任を担い、自分らしい生き方が選択できるよう、男女平等の意識啓発や多様な働き方の推進をするとともに、福祉環境の充実を推進します。

◇ 基本方針（1）ワーク・ライフ・バランスの推進

＜現状から＞

男女共同参画に関する市民アンケートの結果では、男女ともに「男性も家事や育児に積極的に関わり、男女が協力して生活すべきである」という考え方が8割を超えており、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を重視していることが現れています。しかし、共働きの回答者の結果では、「食事のしたくや後片付け、そうじ、洗濯などの日常の家事分担」は、7割以上を妻が占め、仕事のほかに女性の家事への負担が大きいことがみてとれます。一方、未婚者（配偶者がいると仮定）の回答では、「食事の後片付けや子育てなどは、夫婦共同（協働）で行うことが望ましい」とする割合が6割以上となっており、その現状には違いがあります。そのため、男女とも固定観念にとらわれない意識の醸成が必要になっています。

誰もが仕事や家庭、地域生活などにおいて、ライフステージ（人生の節目）に応じた多様な生き方を選択・実現できるような環境づくりへの取り組みが必要です。

＜施 策＞ ① 家庭生活への男女共同参画の推進

- ＜主要事業＞
- * 男女の育児や介護・家事など相互協力の推進
 - * 固定的な役割分担意識にとらわれない、自立に向けた意識啓発

＜施 策＞ ② 子育て・介護等の支援の充実

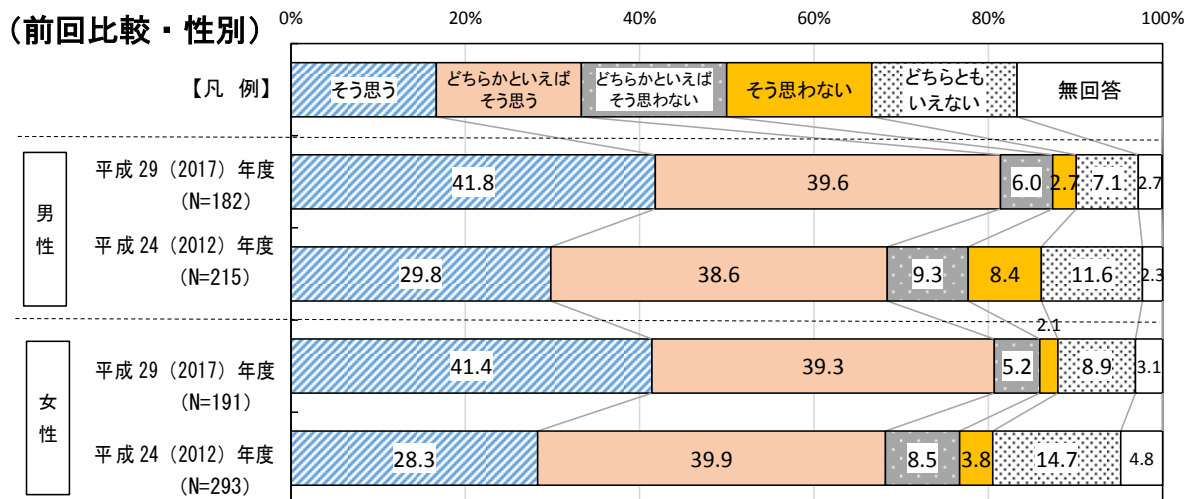
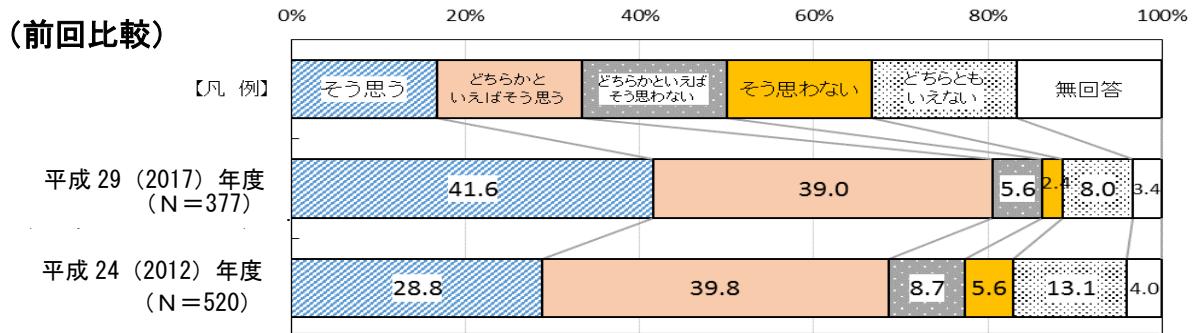
- ＜主要事業＞
- * 子育て施設・サービス支援の充実
 - * 介護施設・福祉サービス・支え合い事業の充実
 - * 相談窓口の周知

<目 標>

項目	現 状	目 標 (期限)
【男女の役割意識】 男性も家事や子育てに積極的にに関わり、 ワーク・ライフ・バランスを図るべきで あると思う人の割合 (市民アンケート調査)	80.6% (平成 29(2017)年)	90% (2025 年)

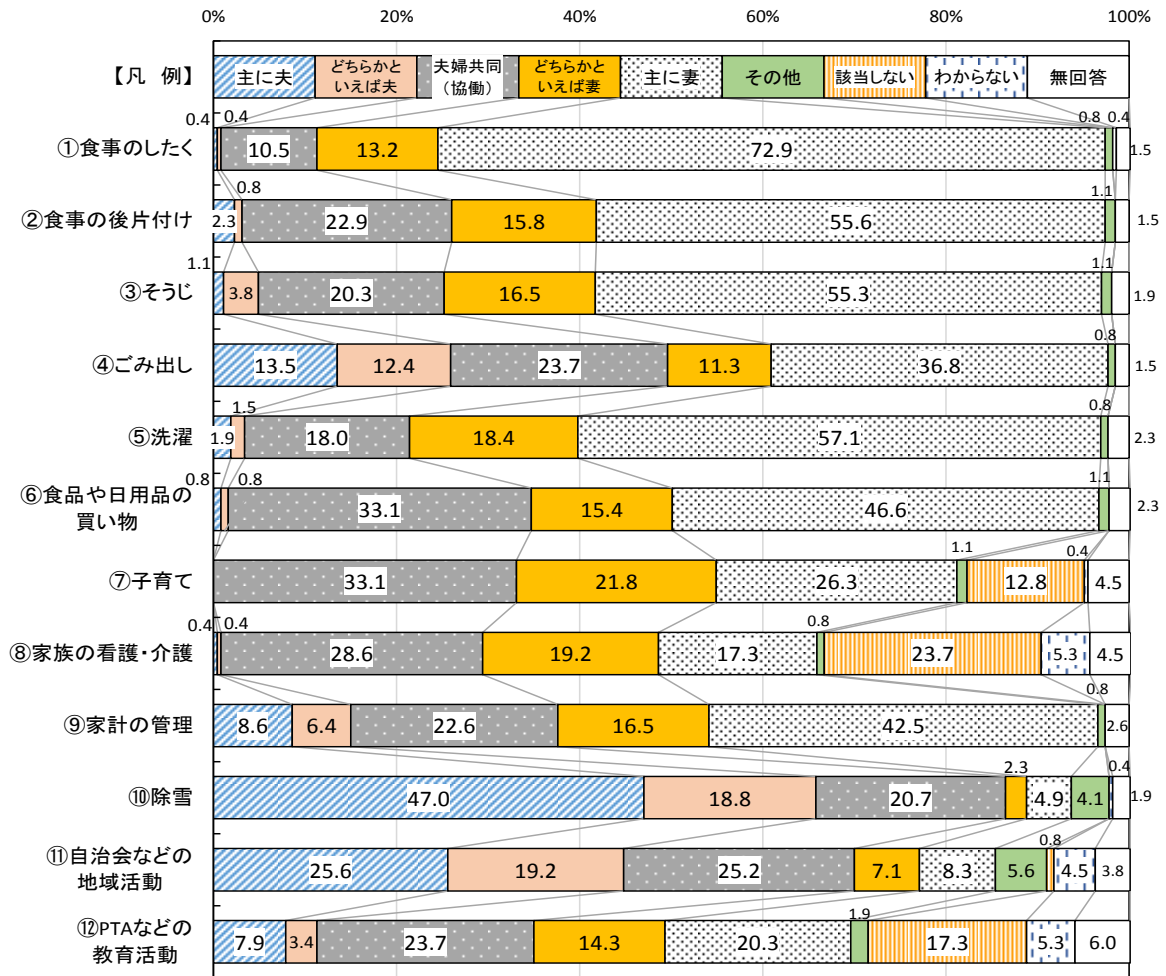
◆ 現状の数値：市民アンケートの「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の回答率

男性も家事や子育てに積極的にに関わり、ワーク・ライフ・バランスを図るべきである



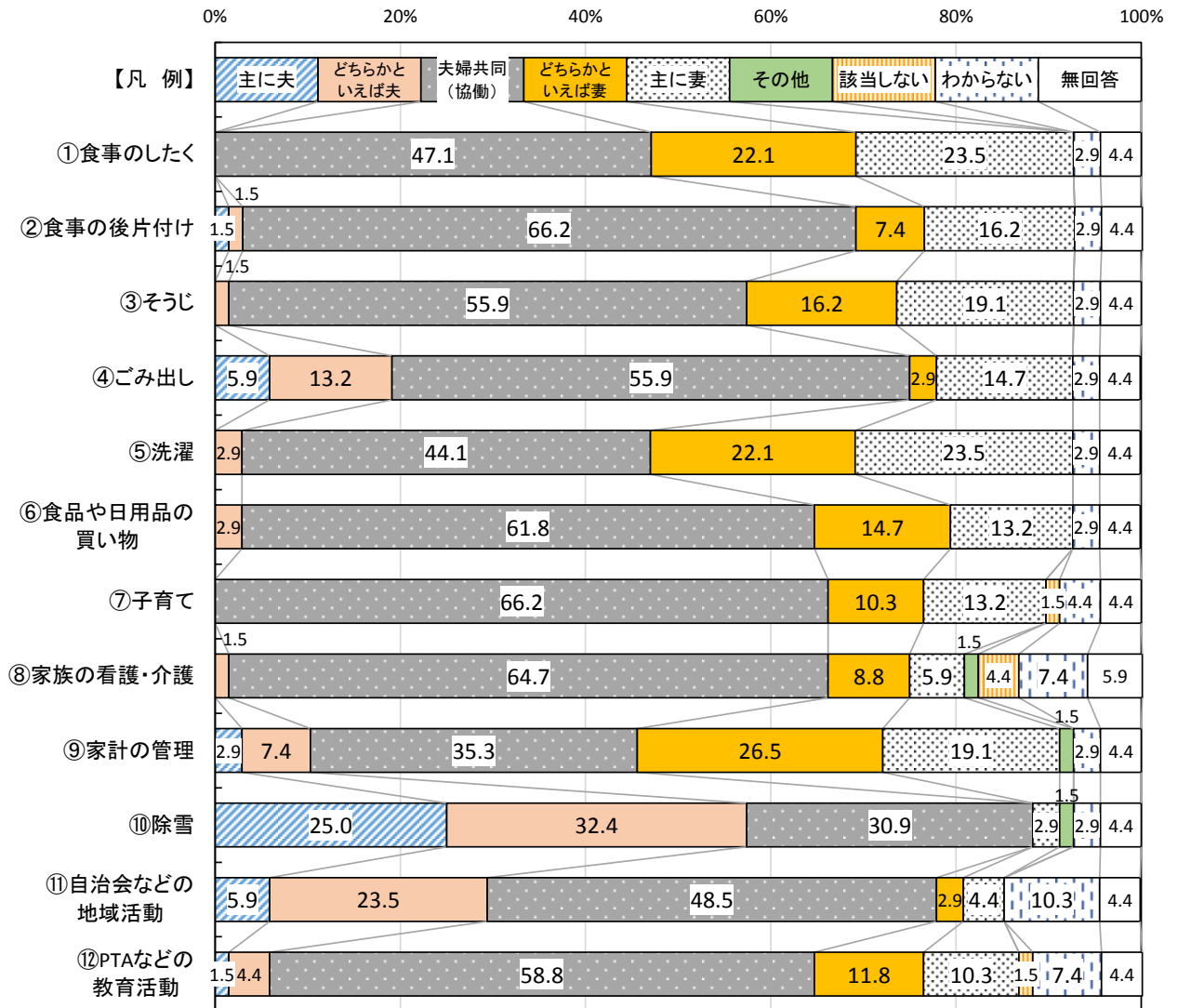
(市民アンケート調査)

日常生活の夫婦の分担（既婚者／配偶者あり）



(市民アンケート調査結果)

日常生活の夫婦の分担（未婚者／配偶者がいると仮定して回答）



(市民アンケート調査結果)

◇ 基本方針（２）男女が働きやすい職場環境の推進

＜現状から＞

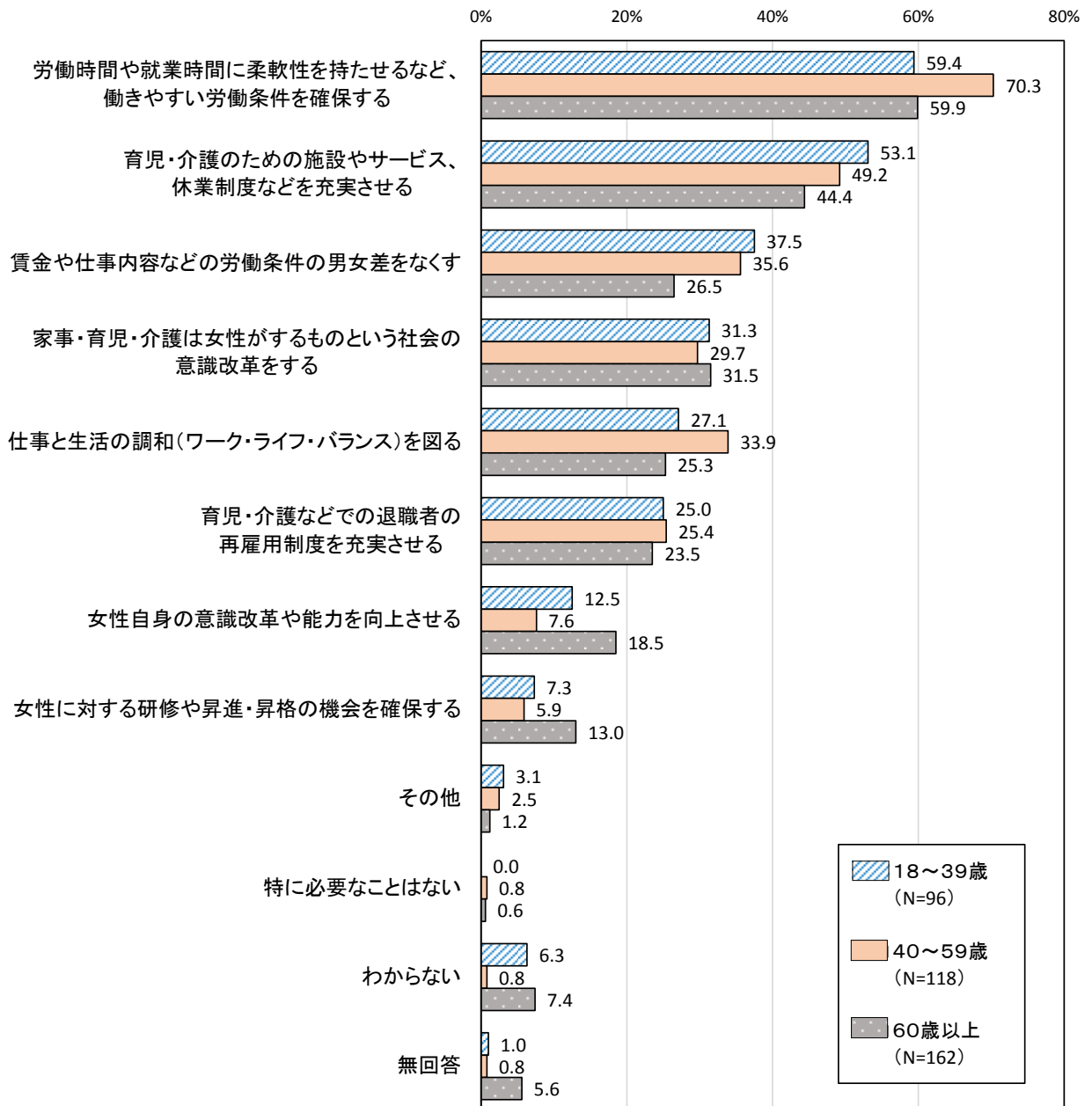
就労においては、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮し、対等に責任を担いながら活力ある生活を送ることが、男女共同参画社会の実現に向けて大切なことです。

女性にとって働きやすい職場環境づくりは、男性の長時間労働の改善やワーク・ライフ・バランスの推進に繋がることが期待できます。そのためには、女性の社会参画に対して社会的な固定観念にとらわれないことや男性の理解・協力、多様な働き方に向けた支援など、職場や家庭における意識や制度の改革が求められています。

性別にとらわれることなく、ライフスタイル（生活様式）に応じた働き方が選択でき、自分らしく暮らすためにも、市民や関係団体・企業と行政が連携し、取り組みを進めることが必要です。

- <施 策> ① **職場における男女平等意識づくりの推進**
- <主要事業> *
- * 企業・事業所等に対する男女共同参画の推進啓発
 - * 広報等による啓発・情報提供
 - * 労働状況の把握
 - * 女性活躍推進法に基づく取り組みの促進
- <施 策> ② **職業能力の向上や就業に関わる支援の充実**
- <主要事業> *
- * 各種講座等の開催・受講促進
 - * 女性の就職や起業等に関する情報提供
 - * 企業啓発や相談窓口の周知
- <施 策> ③ **女性の活躍に向けた多様な働き方の推進**
- <主要事業> *
- * 自らの意思で社会に参画する女性が働き続けるための環境づくり
 - * 男女の働き方やお互いを尊重する意識づくりに対する啓発
 - * 多様な働き方やワーク・ライフ・バランス等を推進する企業への支援
- <施 策> ④ **産業における男女平等の推進**
- <主要事業> *
- * 意思決定過程への女性の参画推進
 - * 女性団体等の活躍機会への支援

女性が働き続けるために必要なこと（年齢別）



(市民アンケート調査結果)

◇ 基本方針（3）地域社会における男女共同参画の推進

<現状から>

身近な生活の場となる「地域社会」は、異なる世代の人々が支え合って活動しています。現状では、自治会やPTAなどの組織の代表者は男性が多く、方針などを決定する場への女性の参画機会が少ない現状にあります。このため、社会における慣行・習慣により、男女における地域活動の選択に影響を及ぼさないよう、性別による固定的な役割分担意識の改善に取り組む必要があります。

地域社会においても、自分らしく暮らすために男女共同参画による様々な地域活動を通し、地域に住む人々の繋がりを広げていくことが大切です。

そのために、男女共同参画の視点に立った意識醸成や地域活動への参画を促進する必要があります。

<施 策> ① 男女共同参画の視点に立った地域活動の参画促進

- <主要事業> *
- 地域活動への参画促進
 - 固定的な役割分担意識にとらわれない地域活動の促進

<施 策> ② 女性の地位向上に向けた支援

- <主要事業> *
- 自治会やPTA活動などにおける意思決定過程への女性の参画推進
 - 女性の社会参画への意識づくり

◇ 基本方針（4）安心して暮らすための健康支援・環境整備

＜現状から＞

男女が互いに身体的な違いを十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持ち、自分らしく暮らすためには、生涯を通じて心と体が健康であることが大切です。

特に女性は、妊娠や出産などを通して、女性特有の心と体の変化による悩みを持つことがあります。そのためにも、ライフステージに応じた健康管理の支援や意識づくりを進める必要があります。

また、高齢化や家族形態の変化による単身世帯やひとり親家庭が増えるなか、男性に比べ女性は、非正規雇用などの不安定な雇用状況に置かれることもあることから、貧困に陥りやすい状況にあるともいえます。

このようななか、障がいを持つ人や高齢者など、個々の事情に寄り添い、困難を抱える人が安心して暮らすことのできる環境の整備が求められています。

＜施 策＞ ① 母子保健など女性の健康支援

- ＜主要事業＞
- * 母子の健診や相談の充実
 - * がん検診等の受診促進
 - * 健康増進の意識・健康づくり

＜施 策＞ ② 男女共同参画の視点に立った生活支援

- ＜主要事業＞
- * ひとり親家庭への自立・促進に向けた支援
 - * 市民相談窓口の充実

＜施 策＞ ③ 福祉サービス等の充実

- ＜主要事業＞
- * 障がい者等の福祉サービス支援の充実
 - * 高齢者の自立や健康づくりに向けた環境の充実

男女がともにあらゆる分野において参画するほか、政策や意思決定の過程にも携わることは、男女平等な社会を築く上で重要な課題であり、性別にとらわれることなく、男女が同じように参画するまちづくりを進めるためには、さらなる男女平等の意識啓発などの取り組みが必要です。

今後も、市民や関係団体・企業と行政が連携し、協働による男女共同参画社会の実現に努めます。

◇ 基本方針（1）政策や方針決定過程での女性参画の推進

<現状から>

男女共同参画社会を実現するためには、政策や方針決定の過程に男女がともに参画し、双方の視点での意見を取り入れる必要があります。本市の審議会等への女性登用率は増加し、48.5%（平成 29（2017）年4月現在、充て職^{※1}を除く）となっています。

今後も、女性の審議会等への積極的登用を継続し、性別にとらわれないリーダー起用を啓発するなど、女性が有する能力を十分に発揮できる取り組みが必要です。

また、女性の管理職登用を進めるなど、政策や方針を決定する過程への女性参画を推進するとともに、職場や家庭においても女性が参画しやすい環境を整える必要があります。

※1 充て職：法律や条例に基づいて就く特定の職

＜施 策＞ ① 審議会・委員会などにおける女性登用の促進

- ＜主要事業＞ ＊ 審議会・委員会等への積極的な女性登用の継続
＊ リーダー就任に向けた意識の醸成
＊ 積極的な女性の参画に向けた情報発信

＜目 標＞

項 目	現 状	目 標（期限）
審議会・委員会等への女性の登用率（充て職除く）	48.5% （平成 29(2017)年）	50% （2025 年）

＜施 策＞ ② 事業所や団体における女性の役職等への登用促進

- ＜主要事業＞ ＊ 企業・事業所等に対する情報提供や啓発の推進
＊ 市職員の女性管理職等の登用促進

＜目 標＞

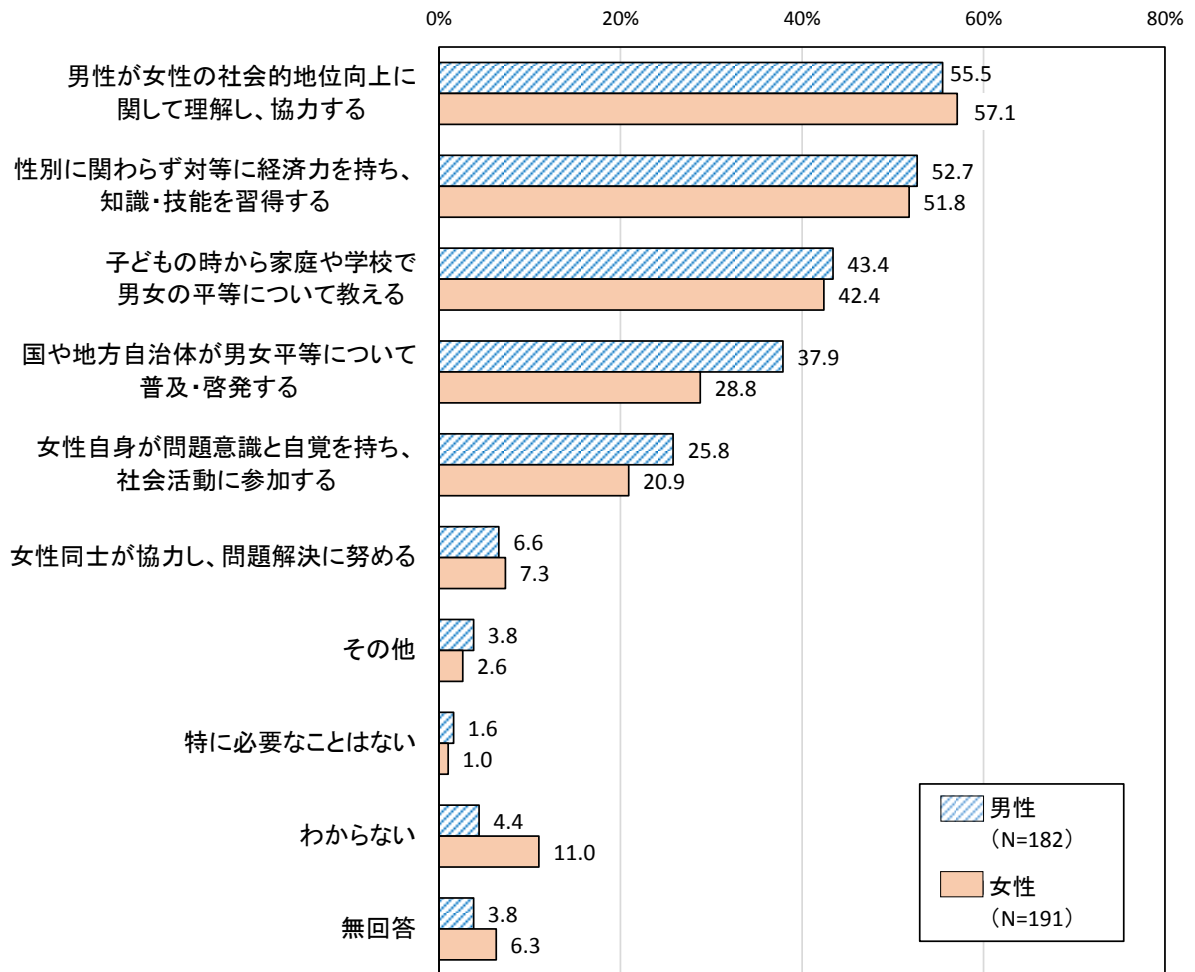
項 目	現 状	目 標（期限）
市の女性管理職の割合	20.6% （平成 29(2017)年）	25% （2025 年）

- ◆ 市職員の男女比は、女性職員の割合が低い現状にありますが、平成 28（2016）年度に策定した「女性活躍推進法に基づく土別市特定事業主行動計画」では、女性管理職の登用を推進し、その割合を引き上げる目標を掲げています。

＜施 策＞ ③ 女性の社会参画促進に向けた意識啓発と男性の理解促進

- ＜主要事業＞ ＊ 広報等による意識啓発
＊ セミナー等による理解促進機会の提供

男女があらゆる分野に参画しやすい社会にするために重要なこと（性別）



（市民アンケート調査結果）

◇ 基本方針（2）男女共同参画行動計画の推進

＜現状から＞

男女共同参画社会の実現に向けて、各施策を計画的に推進するためには、市民の理解と協力の上で、各主体がそれぞれの役割と責任のもとに連携・協働して取り組みを進める必要があります。

行政においては、各施策を計画的かつ効果的に進めていくために、市役所の全部署での連絡調整を図りながら、行政全体として計画を推進する体制の強化が必要です。

また、家庭や地域、職場、学校などのあらゆる機会を通じた啓発活動の実施や広報紙等による情報の提供やセミナーなどによる学習機会づくりにおいて、男女平等と共同参画の意識の醸成を図っていくことが求められています。

＜施 策＞ ① 市民と行政の協働による男女共同参画行動計画の推進

- ＜主要事業＞
- * 第3期士別市男女共同参画行動計画の推進・管理
 - * 市民への情報提供と男女共同参画行動計画の周知
 - * 男女共同参画条例に基づく「人づくり・まちづくり推進協議会」における審議